

「住宅の離れ」の用途上可分不可分の取扱いについて

平成16年9月9日
鳥取県県土整備部建築課

【取扱い】

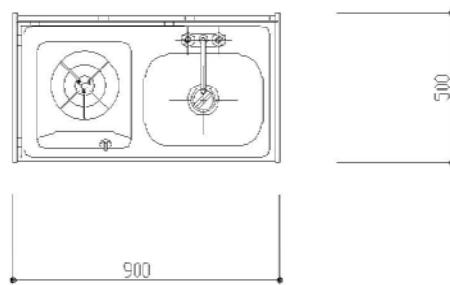
用途上不可分と取り扱うことができる「住宅の離れ」は次のいずれかに該当するものとする。なお、浴室（シャワーのみの場合も含む。）の有無については問わないものとする。

便所が設置されていない。

台所が設置されていない。

台所は設置されていないが、湯沸かし程度の設備等が設置されている。

「湯沸かし程度の設備等」は間口幅90cm程度でシンクとコンロのスペースのみで、まな板を置いて作業するスペースがなく、本格的な調理作業ができないもの、あるいはこれより規模の小さいものとする。



（参考例）

【解説】

建築物の敷地は建築基準法施行令第1条第1号により、1の建築物又は用途上不可分の関係にある2以上の建築物のある一団の土地と定義されている。

住宅の「離れ」については、原則的には住宅の附属建物として用途上不可分の建築物として扱われてきているところではあるが、その「離れ」の定義付けについては平成12年12月1日付鳥取県土木部建築課通知「住宅に関する用途上可分不可分の関係について」で合意されているものの、各行政庁等での湯沸かしの取扱いが異なっていたため、統一を図るものである。

（参考文献）

建築基準法質疑応答集P4371「用途上可分不可分の関係」

平成12年12月1日付鳥取県土木部建築課通知「住宅に関する用途上可分不可分の関係について」